株主各位

東京都千代田区富士見二丁目10番26号

前田建設工業株式会社

代表取締役社長 小原好 一

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月24日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- **1. 日 時** 平成22年6月25日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都千代田区富士見二丁目10番26号 当社 本店
- 3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第65期 (平成21年4月1日から) 事業報告、 平成22年3月31日まで) 事業報告、 連結計算書類ならびに合計監査人および監査

連結計算書類ならびに会計監査人および監査 役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第65期 (平成21年4月1日から) 中成22年3月31日まで) 計算書類報 告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役13名選任の件

第3号議案 役員賞与支給の件

第4号議案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針 (買収防衛策)継続の件

以上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

[◎]株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が 生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.maeda.co.jp/) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過および成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国や中国経済の世界同時不況からの回復に伴い、輸出と生産に持ち直しの兆しがみられたものの、企業収益の大幅な減少による雇用・所得環境の悪化や、設備投資も引き続き低迷するなど、景気は厳しい状況で推移いたしました。

建設業界におきましては、政権交代後の公共事業の大幅な見直しとともに、住宅・不動産市況の低迷や投資意欲の冷え込みにより民間建設投資も停滞するなど、一段と厳しい受注環境にありました。

このような状況のなかで、当社は「環境経営No.1と言われる建設会社」を目指すことを中長期ビジョンとして掲げるとともに、当事業年度を最終年度とする中期経営計画の重点施策である「改革を継続する企業」、「ものづくりを基盤とするサービス企業」、「CSR経営に徹する企業」に全社一丸となって取り組み、「最も信頼される企業となるために人づくりに徹し、企業体質を変革することにより、利益ある成長を達成する基盤を構築する」ことに全力をあげてまいりました。この結果、利益を重要視する企業体質への転換を実現するとともに、業務の効率化と経費の削減を達成いたしました。なお、当社は、過年度に発生した廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件の判決確定に伴い、当事業年度中に3日間の営業停止処分を受けましたが、すでに講じております再発防止策を確実に実施するともに、関連する各法令等の遵守の徹底を図っております。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は前期比16.3%減の3,286億円余、営業利益は建設事業部門が堅調でありましたが、その他の事業部門での利益の

落ち込みにより26億円余となり、経常利益は35億円余となりました。また、当期純利益につきましては、23億円余となりました。

部門別の状況は以下のとおりであります。

(建設事業部門)

当社グループの建設事業部門の売上高は2,929億円余となり、 営業利益につきましては、選別受注の徹底やコスト競争力の強 化による建築工事利益率の向上により56億円余となりました。

当社グループの建設事業部門は、大半は当社が占めており、 当社の受注高につきましては、建築工事は住宅建設投資減少の 影響等があったものの、官公庁工事が大型工事の受注により増加したため前期比5.4%増の1,731億円余、土木工事は海外工事の設計変更増などにより前期比9.7%増の1,001億円余、受注高合計は前期比6.9%増の2,732億円余となりました。

なお、官民別比率は、官公庁工事30.2%、民間工事69.8%で ございます。

主な受注工事は次のとおりであります。

(触 鉄道 融 ・ 運輸 施設整備 支援機構 北海道新幹線、奥内高架橋他 (青森県) 国土交通省東北地方整備局 国道13号 上院内トンネル工事 (秋田県) 野村不動産㈱・三井不動産レジデンシャル㈱・㈱富士見地所 (仮称)検見川浜計画新築工事 (千葉県) 君津共同火力(株) 6号新設(土木、建物、取放水設備)その2 (千葉県) 徳島県 徳島県立中央病院改築工事のうち建築工事(徳島県)

当社の売上高(完成工事高)につきましては、建築工事が前期比23.2%減の1,738億円余、土木工事が前期比4.2%減の1,144億円余、売上高合計は前期比16.6%減の2,882億円余となりました。これにより手持工事高(次期繰越高)は前期比4.7%減の3,066億円余となっております。

主な完成工事は次のとおりであります。

珠洲風力開発㈱ 珠洲風力発電所(Ⅱ期)施設建設工事 (石川県)

㈱NTN宝達志水製作所工場(建 (石川県) 屋)建設工事

住友不動産㈱ (仮称) 有明一丁目計画新築工事(東京都)

セコムホームライフ㈱ (仮称) グローリオ芦花公園新築工事 (東京都)

香港特別行政区路政署 ストーンカッターズ斜張橋工事 (香港)

(その他の事業部門)

当社グループのその他の事業部門は、建設事業に関連する事業を中心にサービス業まで幅広く展開しておりますが、一部連結子会社の業績悪化等により、売上高は前期比5.2%減の357億円余となり、16億円余の営業損失となりました。

[当社の受注高・完成工事高および次期繰越高]

(単位:百万円)

区分	前期繰越高	当期受注高	計	当期完成工事高	次期繰越高
建築	(151, 689) 150, 504	173, 169	323, 674	173, 867	149, 806
土木	171, 129	100, 111	271, 241	114, 423	156, 817
合 計	(322, 819) 321, 634	273, 281	594, 915	288, 291	306, 623

(注) 前期繰越高は、発注者と地位承継契約を締結し、自社開発物件に変更したことにより、1,185百万円を減額しており、上段()内は、減額前の金額であります。

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は30億円余であります。このうち主なものは工事用機械購入等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりませんが、主要取引金融機 関と総額200億円のコミットメントライン契約を締結しておりま す。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、企業収益に持ち直しの動きが みられるものの自立性が弱く、雇用・所得環境も先行き不透明 であることから、景気は厳しい状況で推移するものと予想され ます。

建設業界におきましては、政府による大型公共事業の見直し や公共投資の予算縮減の影響が懸念されるとともに、民間建設 投資も低調に推移するものと予測され、引き続き厳しい経営環 境が続くものと見込まれます。

このような状況のなかで、当社は「すべてのステークホルダーから最も信頼される企業となる」を基本理念とし、基本理念実現のために「環境経営No.1」、「すべての業務プロセスでクッションゼロ」、「社会変化に対応した改革の継続」を重点施策とした平成22年度を初年度とする3カ年の中期経営計画を策定いたしました。また、前期より引き続き環境経営を当社の中心的旗印として掲げ、重点施策に基づいた総合的な環境サービスの提供、生産性・収益力の向上、新市場の開拓等に全社一丸となって取り組むなど、更なる社業の発展に努力を重ねる所存でございます。

2. 財産および損益の状況の推移

(1) 当社グループの財産および損益の状況の推移

	区			分	第62期	第63期	第64期	第65期 (当期)
売		上		高(百万円)	478, 030	477, 475	392, 462	328, 625
当	期	純	利	益(百万円)	△633	△45, 806	2, 620	2, 376
1	株当	たり	当 期	純利益(円)	△3. 73	△258. 73	14. 81	13. 43
総		資		産 (百万円)	552, 927	453, 130	424, 439	384, 985
純		資		産 (百万円)	196, 394	134, 484	122, 456	126, 273

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

	区			分	第62期	第63期	第64期	第65期 (当期)
受		注		高(百万円)	370, 389	313, 395	255, 613	273, 281
売		上		高(百万円)	425, 222	417, 761	345, 870	288, 291
当	期	純	利	益(百万円)	△610	△45, 580	1, 706	2, 497
1	株当	たり	当 期	純利益(円)	△3. 30	△246. 22	9. 22	13. 49
総		資		産 (百万円)	506, 324	401, 713	370, 599	331, 682
純		資		産 (百万円)	168, 229	107, 366	95, 418	99, 941

3. 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社前田製作品	百万円 3,160	% 43. 03	建設機械の製造、販売、レンタル
株式会社 J M	И 350	100.00	建物・設備の点検・診 断・修繕・改修・改装
フジミエ研株式会社	上 250	50.00	コンクリート二次製品の 設計、製造、販売
フジミビルサービス株式会社	土 100	75. 00	建築物のリニューアルお よびビルメンテナンス
正友地所株式会社	上 50	98.80	プロパティマネジメント 事業
株式会社ミヤマ工	と 25	74. 20	地盤改良、各種のボーリ ングに関する工事の請負
匿名組合東雲レジデンシャルタワ		_	不動産開発事業
匿名組合青海シーサイドプロジェク	<u> </u>	_	不動産開発事業

(注) 匿名組合東雲レジデンシャルタワーおよび匿名組合青海シーサイドプロジェクトは、子会社が出資し実質支配しているため、連結子会社としています。

4. 主要な事業内容

当社グループは、建設事業および建設事業に関連する事業を主な事業内容としております。

建設事業の主要会社である当社は、建設業法により、特定建設業者「(特-19)第2655号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、当社は宅地建物取引業法により、宅地建物取引業者「(8) 第41021号」として東京都知事免許を受けております。

5. 主要な営業所等

(1) 当 社

本 店: 東京都千代田区富士見二丁目10番26号

光 が 丘 本 社 (東京都練馬区)

支 店: 北海道支店(札幌市) 中部支店(名古屋市)

東北支店(仙台市) 関西支店(大阪市) 関東支店(さいたま市) 中国支店(広島市) 東京支店(東京都千代田区)九州支店(福岡市) 横浜支店(横浜市) 香港支店(中国)

北陸支店(富山市)

出 張 所: バンコック(タイ)、プノンペン(カンボジ

ア)、台湾(台湾)、スリランカ(スリランカ)

駐在員事務所: 北京(中国)、ハノイ(ベトナム)

技術研究所 (東京都練馬区)

(2) 主要な子会社

株式会社前田製作所(長野県長野市) 株式会社 J M(東京都千代田区) フジミ工研株式会社(東京都千代田区) フジミビルサービス株式会社(東京都千代田区) 正友地所株式会社(東京都千代田区) 株式会社ミヤマ工業(東京都千代田区) 匿名組合東雲レジデンシャルタワー(東京都江東区) 匿名組合青海シーサイドプロジェクト(東京都江東区)

6. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減			
名	名			
3, 839	49			

(2) 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数		
名	名	歳	年		
2, 748	9	42.0	17.3		

7. 主要な借入先

借	入	先	借	入	額	
					百万円	
株式会	社三井住	友 銀 行	20, 836			
株式会社	みずほコーポレ	/一ト銀行		17, 39	98	

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

Ⅱ. 会社の状況

1. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

635,500,000株

(2) 発行済株式の総数(自己株式を含む) 185,213,602株

(3) 株主数

10,059名

(4) 大株主(上位10名)

株	主	名	持株数	持株比率
			千株	%
光が丘	. 興 産 株	式 会 社	24, 311	13. 1
日本トラスティ	・サービス信託銀行株	式会社(信託口)	12, 241	6. 6
日本マスター	トラスト信託銀行株式	会社(信託口)	8, 930	4.8
前田	道路 株式	会 社	7, 900	4. 3
前田建	設工業社員	持株会	5, 835	3. 2
株式会社	みずほコーポレ	ート銀行	5, 100	2.8
	ニヌワイデイエフ ロナルキャップ/ リオ		4, 572	2. 5
株式会	社 三 井 住	友 銀 行	4, 150	2.2
住 友 不	動産株	式 会 社	3, 885	2. 1
丸一	鋼 管 株 式	. 会社	3, 578	1.9

⁽注) 持株比率は自己株式(110,742株)を控除して計算しております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (平成22年3月31日現在)

会社	にお	3け	る地	位位	,	氏	名		担当および重要な兼職の状況
代表	取線	締名	殳 会	長	前	田	靖	治	株式会社前田製作所 社外取締役
取紛	帝 役	副	会	長	廣	田		正	
代表	長取績	締役	殳 社	:長	小	原	好	_	執行役員社長
代表	代表取締役副社長			:長	江	尻	正	義	執行役員副社長、営業管掌
取	ń	締		役	前	田	操	治	専務執行役員、エネルギー管掌 建築事業本部 営業推進担当 飯田橋再開発 P J 担当
取	ź	締		役	福	田	幸 _	二郎	専務執行役員、経営管掌
代	表]	取	締	役	長	谷	康	生	常務執行役員、安全管掌、土木事業本部長
取	ź	締		役	永	尾		眞	常務執行役員、建築事業本部長
取	ź	締		役	西	Ш	博	隆	常務執行役員、建築事業本部 営業推進担当
取	Á	締		役	小	倉		通	執行役員、関西支店長 東大阪消防PFIサービス株式会社 代表取締役社長
取	Á	締		役	大	江	秀	次	執行役員、建築事業本部副本部長 ものづくり(建築)担当
取	ń	締		役	半	林		亨	ユニチカ株式会社 社外監査役 株式会社ファーストリテイリング 社外取締役
取	ň	締		役	渡	邊		顯	成和明哲法律事務所 代表 弁護士 ジャパンパイル株式会社 社外取締役 株式会社ファーストリテイリング 社外監査役 株式会社角川グループホールディングス 社外監査役
常	勤	盐	査	役	德	井		豊	
常	勤!	盐	査	役	中	西		健	
常	勤!	盐	査	役	和	田	秀	幸	
監	2	査		役	松	崎		勝	松崎法律事務所 所長 弁護士
監		査		役	渡	辺	俊	之	渡辺公認会計士事務所 所長 株式会社フォー・ファイブ・ジャパン 代表取締役 税理士法人優和 理事長

(注) 1. 取締役半林 亨および取締役渡邊 顯の両氏は、社外取締役であります。

- 2. 常勤監査役徳井 豊、監査役松崎 勝および監査役渡辺俊之の3氏は、社外監査役であります。
- 3. 監査役松崎 勝氏とは、監査役就任前から係属中の訴訟に係る委任 契約を締結しており、同委任契約に対する弁護士報酬として23百万 円の取引がありました。
- 4. 常勤監査役徳井 豊氏は、長年にわたり国税行政の実務を経験し、会社財務および税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5. 監査役渡辺俊之氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、 会計監査人としての実績ならびに財務および会計・税務に関する相 当程度の知見を有するものであります。
- 6. 取締役半林 亨氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 7. 平成22年4月1日付で取締役の会社における地位を次のとおり変更 しております。

氏	名	新		役		職	旧	役	職
前 田	靖 治	取	締	役	会	長	代 表	取締役	会 長

(2) 当事業年度中に退任した監査役

氏	名	退	任	日	退任事由		退任時の地位、担当および 重要な兼職の状況
加藤敏夫		平成2	1年6月	月26日	辞	任	常勤監査役

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係 社外役員の兼職先と当社との間には、重要な取引関係は ありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏	名	主	な	活	動	状	況
取締役	半 林	小	当事業年 うち26回に 業務執行の 営全般に関 の意思決定 ます。	出席し 経営陣 する幅	、経験 から独 広い意	豊富な1 立した2 見を適1	企業経営 客観的視 宜述べ、	見点で、経 取締役会
取締役	渡邊	顯	当事業年 うち25回 美田	出席し 務・経 意思決	、弁護 営全般(士として こ関する	ての専門 る意見を	:適宜述べ、
監査役	德 井	豊	当事業年 よび16回開 常勤監査役 理解に基づ 体のガバナ る提言を行	催され として シスの	た監査 当社の 見を適 強化お	2会ので 事業内容 直述監査 よび監査	ナベてに 字につい 当社ク	いての広い ブループ全
監査役	松崎	勝	当事業年 うち23回に 15回に出席 当社グルー 適宜必要な	、 また し、弁 プ全体	16回開 護士と の業務	催された しての の の 適正	た監査役 専門的見 生の確保	し地から、
監査役	渡辺修	党 之	当事業年 よび16回開 公認会計士 に関する意 務の適正性	催され として 見を適	た監査の専門に宜述べ、	没会ので 的見地が 当社が	ナベてに いら、	け務・会計 [®] 全体の財

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役半林 亨氏、取締役渡邊 顯氏、監査役松 崎勝氏および監査役渡辺俊之氏との間には、会社法第427条 第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任 を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする 契約を締結しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支払人参	支 給 総 額
取 締 (うち社外取締役)	役 (2名)	331, 210, 000円 (32, 160, 000円)
監 査 (うち社外監査役)	役 6名 (3名)	68, 190, 000円 (38, 490, 000円)
合 (うち社外役員)	計 19名 (5名)	399, 400, 000円 (70, 650, 000円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれて おりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第60回定時株主総会において月額32百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の第60回定時株主総会において月額7百万円以内と決議いただいております。
 - 4. 上記の支給額には、平成22年6月25日開催の第65回定時株主総会において付議いたします役員賞与支給予定額30百万円が含まれております。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	79百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	127百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、 実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれ らの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、海外における税務申告のための各種証明書発行業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する と認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計 監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査 役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監 査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会は監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

Ⅲ. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として 決議した事項は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、「MAEDA企業行動憲章」に則り、グループ企業全体における法令遵守ならびに企業倫理の浸透を率先垂範して行うとともに、法令および定款に違反する行為の有無について、「業務執行確認書」を決算期毎に取締役会へ提出します。また、社長を議長とする「CSR戦略会議」を設置し、CSR活動の現状の把握、評価と今後の方針について審議します。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報(電磁 的記録を含む)について、文書管理規程および情報システムセ キュリティに関する社内規定などに従い、適切かつ検索性の高 い状態で保存および管理を行います。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社は、「MAEDAリスク管理方針」およびリスク管理規 程に基づき、リスク管理委員会が「MAEDA企業行動憲章」 を阻害するリスクを管理します。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため の体制

当社は、組織関係規程により取締役の職務執行が適正かつ効率的に行える体制を整備します。また、執行役員制度を採用し、取締役の員数をスリム化することで、経営の意思決定の迅速化を図ります。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、総合監査部が、適正な業務運営体制を確保するために、内部監査を実施します。また、CSR・環境部が、法令遵守ならびに企業倫理に関する教育・普及等の活動を推進します。さらに、「企業行動へルプライン・ホットライン」(内部相談・通報制度)を設置し、不正行為の未然防止や早期発見を的確に行います。

(6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務 の適正を確保するための体制

当社は、関係会社規程に基づき、グループ経営における業務の適正・信頼性を確保するための内部統制の構築を行います。また、定期的に「関係会社ヒアリング」を開催するなど、当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、グループ企業の総合的な事業の発展を図ります。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務の補助を担当する使用人を置くとともに、当該使用人の人事考課は監査役が行い、異動などについては監査役会の同意を得ることとします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の 監査役への報告に関する体制

当社は、経営に関する重要事項を取締役会ならびに執行役員 会に報告します。また、取締役および使用人は、職務執行に関 し重大な法令、定款違反および不正行為の事実または会社に著 しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは直ちに監査 役会に報告を行うものとします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役・取締役・会計監査人が、定例的な会合を開催し、意見交換を行い、監査が実効的に行われることを確保します。また、監査の実効性を高めるために、監査役会は総合監査部と連携し、監査方針・監査結果などについて緊密な情報・意見交換を行います。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制を構築するとともに、その体制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要な是正を行います。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力 による被害を防止するための体制

当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力 および団体に対しては毅然とした態度で臨み、断固として対決 します。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合の通 報連絡体制を整備するとともに、平素より外部の専門機関との 緊密な連携関係を構築します。

2. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関 する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、 特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか 否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断 に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、将来起こりうる当社株式の大規模な買付行為の中には、明らかに濫用目的によるものがないとは言えず、その結果として当社株主共同の利益を損なう可能性もあります。 このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう者は、当社の財務および事業の方針を支配する者として適当でないと判断します。

(2) 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、株主の皆様が、大規模な買付行為を適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが重要と考え、大規模な買付行為を行う買付者に対する対応方針(以下、「現対応方針」といいます。)を策定しております。

現対応方針は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上 とすることを目的とする当社株式の買付を行おうとする者に対 して、買付行為の前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情 報を提供すること、および当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することをルールとして定め、これを遵守しない大規模買付者に対して、当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。また、当ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと取締役会が判断した場合には、対抗措置を講じることもあります。

(3) 上記の取組みについての取締役会の判断とその理由

当社の会社支配に関する基本方針は、当社株主共同の利益を 尊重することを前提としており、現対応方針も、かかる基本方 針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行 為に応じるか否かを判断するために必要な情報の提供や代替案 の提示を受ける機会を保証することを目的としております。よって、現対応方針は株主の皆様に適切な投資判断を行うことを 可能とし、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、現対応方針は大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が検討、評価し、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される第三者委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。これらのことから、現対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨て ております。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)	(384, 985)	(負債の部)	(258, 712)
流動資産	223, 967	流動負債	157, 686
現 金 預 金	29, 216	工事未払金等	44, 563
受取手形・完成工事未収入金等	114, 812	短期借入金	62, 856
有 価 証 券	20	未 払 金	2, 236
販売用不動産	27, 062	未払法人税等	443
商品及び製品	1, 497	未成工事受入金	25, 080
未成工事支出金	16, 084	修繕引当金	428
開発事業等支出金	6, 086	賞 与 引 当 金	1,836
材料 貯蔵品	771	役 員 賞 与 引 当 金 完成工事補償引当金	45 824
	77	工事損失引当金	1,811
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		近年度工事補償引当金 過年度工事補償引当金	602
その他	29, 796	で の 他	16, 958
貸倒引当金	△1, 458	固定負債	101, 025
固定資産 	161, 018	社	43, 876
有形固定資産	63, 320	長期借入金	30, 081
建物・構築物	22, 393	繰延税金負債	7,005
機械・運搬具・工具・器具備品	6, 664	退職給付引当金	16, 278
土 地	34, 034	そ の 他	3, 783
そ の 他	228	(純資産の部)	(126, 273)
無形固定資産	1, 338	株 主 資 本	112, 356
投資その他の資産	96, 358	資 本 金	23, 454
投資有価証券	86, 832	資本剰余金	31, 709
長期貸付金	4, 669	利益剰余金	59, 709
破産更生債権等	4,872	自己株式	△2, 517
繰延税金資産	89	評価・換算差額等	10, 089
その他	5, 310	その他有価証券評価差額金	10, 181
貸倒引当金		為替換算調整勘定 少 数 株 主 持 分	△91 3,827
資産合計	△5, 414 384 , 985		384, 985
人	JU4, JUJ	只	JU4, 30J

連結損益計算書

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) (単位:百万円)

11	中位。日初	-,
科目	金額	
売 上 高	328, 625	
売 上 原 価	302, 883	_
売 上 総 利 益	± 25, 742	
販売費及び一般管理費	23, 058	
営 業 利 益	2, 683	
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	È 1,322	
持分法による投資利益	五 1,704	
為	左 531	
そ の 他	<u>性</u> 389 3,948	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	艮 2,449	
そ の 他	<u>性</u> 612 3,062	
経 常 利 益	五 3,569	_
特 別 利 益		
固定資産売却益		
投資有価証券売却益	益 110	
貸倒引当金戻入額	頁 201	
そ の 他	<u>h</u> 50 419	
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	員 495	
過年度工事補償引当金繰入額	頁 814	
そ の 他	<u>h</u> 613 1,923	
税金等調整前当期純利益		-
法人税、住民税及び事業利		
法 人 税 等 調 整 名	頁 348	
少数株主損失(△) △983	
当期純利益	至 2,376	

連結株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) (単位: 百万円)

			株	主 資	本	
	資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成21年3月31日 残高		23, 454	31, 709	58, 571	△2, 515	111, 221
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				△1, 238		△1, 238
当 期 純 利 益				2, 376		2, 376
自己株式の取得					△1	△1
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)						
当連結会計年度中の変動額合計		_	-	1, 137	Δ1	1, 135
平成22年3月31日 残高		23, 454	31, 709	59, 709	△2, 517	112, 356

	評 価	換 算 差	額 等			
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計	少数株主持分	純資産合計	
平成21年3月31日 残高	6, 652	△92	6, 559	4, 675	122, 456	
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当					△1, 238	
当 期 純 利 益					2, 376	
自己株式の取得					△1	
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)	3, 528	1	3, 529	△847	2, 681	
当連結会計年度中の変動額合計	3, 528	1	3, 529	△847	3, 817	
平成22年3月31日 残高	10, 181	△91	10, 089	3, 827	126, 273	

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称 ㈱前田製作所、フジミビルサービス㈱

(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由 主要な非連結子会社の名称 MKKテクノロジーズインコーポレイテッド

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、 当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、 いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲 から除外している。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社 4社

関連会社 4社

持分法適用の主要な非連結子会社の名称

MKKテクノロジーズインコーポレイテ

ッド

持分法適用の主要な関連会社名

前田道路㈱、東洋建設㈱

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の 名称

㈱ちばシティ消費生活ピーエフアイ・サービス、JFEアーバンレジ デンス㈱

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち匿名組合東雲レジデンシャルタワーの決算日は4月 30日である。

連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用している。

- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的債券 償却原価法 (定額法)
 - ② その他有価証券 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。) 時価のないもの

移動平均法による原価法

(会計方針の変更)

その他有価証券の時価のあるものについて、従来、決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっていたが、市場価格の変動による損益を損益計算書に影響させることなく、その他有価証券の評価差額をすべて純資産の部に計上する原則的な方法にすることにより、期間損益をより適正に反映し、会社間比較可能性を向上させるため、当連結会計年度より決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)に変更している。

なお、これに伴い税金等調整前当期純利益は881百万円減少している。

- (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法 時価法
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 未成工事支出金
 個別法による原価法
 - ② 販売用不動産及び開発事業等支出金、商品及び製品、材料貯蔵品 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(4) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっている。但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法 と同一の基準によっている。また、一部の連結子会社では、一部資産 を生産高比例法によっている。

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)及び長期前払費用 定額法によっている。但し、自社利用のソフトウェアについては、 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。
- ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引 開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用 初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法 に準じた会計処理によっている。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理している。

- (6) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を引当て計上している。

② 修繕引当金

重機械類の大修繕に備えて当連結会計年度までに負担すべき修繕見 積額を引当て計上している。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を引当て計上している。

④ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に おける支給見込額を引当て計上している。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に充てるため、過去の一定期間に おける実績率に基づく引当額を計上している。

⑥ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を引当て計上している。

⑦ 過年度工事補償引当金

瑕疵補償期間を終了し相当期間経過した工事について、補修等による損失に備えるため、損失見込額を引当て計上している。

⑧ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を引当て計上している。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、費用の減額処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年~15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

(7) 収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上については、当連結会計年度末までの進捗 部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を 適用し、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(会計方針の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額1億円以上かつ工期1年超の工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、当連結会計年度から「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)が適用されたことに伴い、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額1 億円以上かつ工期1年超の工事については工事進行基準を、その他の工 事については工事完成基準を引き続き適用している。

これにより、当連結会計年度に係る完成工事高は6,880百万円増加し、 営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ667百万円 増加している。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっている。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例 処理によっている。

- (9) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 全面時価評価法によっている。
- (10) のれん及び負ののれんの償却に関する事項 金額に重要性がある場合には、5年間の均等償却とし、重要性が乏し い場合は、当連結会計年度の費用として一括償却している。
- (11) 消費税等の会計処理 税抜方式によっている。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において区分掲記していた「貸倒引当金繰入額」は、 特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に 含めて表示することとした。なお、特別損失の「その他」に含まれる当 該金額は114百万円である。

Ⅱ.連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

販売用不動産	11,181百万円
開発事業等支出金	5,818百万円
建物・構築物	1,034百万円
土地	388百万円
投資有価証券	1,269百万円
	19,693百万円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	7,880百万円
E. 期 仕 1 人	4 651万万円

長期借入金

补倩

固定負債(その他)

合計

4,651百万円

5,876百万円 283百万円

18,691百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

68,510百万円

3. 保証債務額

借入金に対する保証債務

工事に対する入札・履行保証債務

その他保証債務

1,700百万円

2,540百万円

15百万円

(注)従業員の住宅取得資金借入についての金融機関への保証債務(296 百万円)に関しては、住宅資金貸付保険が付保されており、将来 において実損が発生する可能性がないため、保証債務額から除外 している。

Ⅲ、連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普诵株式 185,213千株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項 平成21年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しておりま す。

普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額 1,238百万円(注)

(2) 1株当たり配当額 7.0円

(3) 基準日 平成21年3月31日 (4) 効力発生日 平成21年6月29日 3. 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成22年6月25日開催予定の第65回定時株主総会において、次の議案が 提出されます。

普通株式の配当に関する事項

(1) 配当の原資 利益剰余金

(2) 配当金の総額 1,238百万円(注)

(3) 1株当たり配当額 7.0円

 (4) 基準日
 平成22年3月31日

 (5) 効力発生日
 平成22年6月28日

(注)配当金の総額は、関係会社が保有する親会社株式の配当金控除後の金額 である。

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に建設事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達している。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用している。

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等については、顧客の信用リスクにさらされているが、当該リスクに関しては、受注管理規程及び経理規程等に沿って、定期的に残高管理の実施及び取引先ごとの信用状況の把握を行うことにより、リスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクにさらされているが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備等投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。なお、デリバティブ取引はデリバティブ管理規則に従い、市場変動等のリスクを回避するために利用し投機的な取引は行わない方針である。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。 (単位:百万円)

	連結貸借対照 表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	29, 216	29, 216	_
(2) 受取手形及び完成工事未収入金	114, 812	114, 004	△808
(3)有価証券及び投資有価証券	80, 180	67, 568	△12, 612
資産計	224, 210	210, 789	△13, 420
(1)工事未払金等	44, 563	44, 563	_
(2) 短期借入金	62, 856	62, 856	_
(3) 社債	43, 876	43, 826	△49
(4)長期借入金	30, 081	30, 037	△43
負債計	181, 377	181, 284	△93
(1)デリバティブ取引(※)	(12)	(12)	_

- (※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示して おり、合計で正味の債務となる項目については()で示している。
 - (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に 関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

- (2) 受取手形及び完成工事未収入金
 - これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定している。
- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、 債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっ ている。

負債

(1) 工事未払金等、並びに(2)短期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等し いことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 社債

社債の時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定している。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利 を反映し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額 によっている。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

(1) デリバティブ取引

為替予約取引によるものは、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定している。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額6,671百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用している。

V. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、東京都や大阪府などの全国主要都市を中心に、 賃貸オフィスビルや賃貸複合施設等を所有している。当連結会計年度におけ る当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は571百万円である。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりである。

(単位:百万円)

連	連結貸借対照表計上額							
前連結会計 年度末残高	当連結会計 年度増減額	当連結会計 年度末残高	当連結会計 年度末の時価					
25, 928	△664	25, 264	28, 614					

- (注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損 失累計額を控除した金額である。
- (注2) 当連結会計年度増減額の主な要因は、建物の減価償却によるものである。
- (注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額である。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」 (企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の 開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20 年11月28日)を適用している。

Ⅵ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額

691円89銭

2. 1株当たりの当期純利益

13円43銭

Ⅶ. その他の注記

1. 受取手形裏書譲渡高 受取手形流動化による譲渡高 565百万円

1.128百万円

2. 金額の端数処理

金額の百万円未満は、切捨て表示している。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年5月11日

前田建設工業株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 《認会計士 佐 藤 元 宏 卿 指定有限責任社員 《認会計士 川 井 克 之 卿 指定有限責任社員 《認会計士 川 井 克 之 卿 指定有限責任社員 《認会計士 福 本 千 人 卿

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前田建設工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に 準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な 虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、 試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並び に経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の 表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表 明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前田建設工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 追記情報

- 1. 連結注記表の「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項4.(1)」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度よりその他有価証券のうち時価あるものの評価差額の処理方法を部分純資産直入法から全部純資産直入法に変更している。
- 2. 連結注記表の「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項4. (7)」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成22年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)	(331, 682)	(負債の部)	(231, 741)
流動資産	200, 268	流動負債	140, 061
現金預金	27, 117	工事未払金	38, 161
受 取 手 形	1, 198	短期借入金	49, 876
完成工事未収入金	110, 336	未払金	2, 153
有 価 証 券	20	未払法人税等	316
販売用不動産	15, 769	未成工事受入金	24, 902
未成工事支出金	15, 499	預り金	11, 920
材料貯蔵品	40	修 繕 引 当 金 賞 与 引 当 金	376
短期貸付金		具 チ 切 ヨ 筮 役員賞与引当金	1,500 30
	3, 112	完成工事補償引当金	803
未収入金	7, 107	工事損失引当金	1,801
工事関係立替金	10, 569	過年度工事補償引当金	395
その他	11, 099	従業員預り金	4, 286
貸倒引当金	△1,601	その他	3, 537
固定資産	131, 413	固 定 負 債	91, 680
有形固定資産	54, 236	社	38, 000
建物・構築物	18, 801	長期借入金	29, 930
機 械 ・ 運 搬 具	2,813	繰延税金負債	6, 822
工具・器具備品	542	退職給付引当金	14, 045
土 地	32, 078	その他	2, 881
無形固定資産	976	(純資産の部) 株 宇 資 本	(99, 941) 90, 000
ソフトウェア	918	Mr エ 貝 平 資 本 余	23, 454
その他	57	資本剰余金	31, 579
投資その他の資産	76, 201	資本準備金	31, 579
投資有価証券	50, 525	利益剰余金	35, 013
関係会社株式	17, 408	利益準備金	4, 552
長期貸付金	2, 243	その他利益剰余金	30, 461
破産更生債権等	4, 838	別途積立金	26, 200
長期前払費用	4, 636 42	繰越利益剰余金	4, 261
		自己株式	△47
その他	4, 689	評価・換算差額等	9, 940
貸倒引当金	△3, 547	その他有価証券評価差額金	9, 940
資 産 合 計	331, 682	負債純資産合計	331, 682

損益計算書

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) (単位:百万円)

	科				Ħ		金	額
完	成	エ	事	高				288, 291
完	成	エ 事	原	価				266, 900
	完	成工	事	総	利	益		21, 391
販売	も費 及	び一般	曾 理	!費				17, 206
	営	業		利		益		4, 184
営	業	外	収	益				
	受 .	取 利	息	配	当	金	1,650	
	為	替		差		益	531	
	そ		\mathcal{O}			他	396	2, 578
営	業	外	費	用				
	支	払		利		息	2, 180	
	そ		\mathcal{O}			他	436	2,617
	経	常		利		益		4, 145
特	別	利	J	益				
	投資	有個	話証	券 売	ē 却	益	14	
	貸份	到 引	当生	金 戻	入	額	170	
	そ		\mathcal{O}			他	50	235
特	別	損	į	失				
	投資	有個	話証	券言	平 価	損	532	
	過年	度工事	補償	引当金	え繰り	人額	579	
	関係	系会	社っ	支 援	損	失	257	
	そ		\mathcal{O}			他	359	1,728
移	说 引	前	当期	純	利	益		2, 652
沒	占人 稅	、住	民 税	及び	事業	€税		154
뇔	á	期	純	利		益		2, 497

株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) (単位: 百万円)

						01117	(+12	. [77]	
	株		株 主 資			本			
	資本		制余金	禾	1 益 乗	11 余 4	金		
	資本金		次士副人人		その他利	益剰余金	11 - 프리스 스	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰 余 金	利益剰余金合計		台 計
平成21年3月31日 残高	23, 454	31, 579	31, 579	4, 552	26, 200	3, 059	33, 811	△46	88, 799
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△1, 295	△1, 295		△1, 295
当 期 純 利 益						2, 497	2, 497		2, 497
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目の当事 業年度中の変動額(純額)									-
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1, 202	1, 202	Δ1	1, 201
平成22年3月31日 残高	23, 454	31, 579	31, 579	4, 552	26, 200	4, 261	35, 013	△47	90,000

	評価・換算差額等		64 Mg 75 A 31
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
平成21年3月31日 残高	6, 619	6, 619	95, 418
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1, 295
当 期 純 利 益			2, 497
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の当事 業年度中の変動額(純額)	3, 321	3, 321	3, 321
当事業年度中の変動額合計	3, 321	3, 321	4, 522
平成22年3月31日 残高	9, 940	9, 940	99, 941

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的債券

償却原価法 (定額法)

- (2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(会計方針の変更)

その他有価証券の時価のあるものについて、従来、決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっていたが、市場価格の変動による損益を損益計算書に影響させることなく、その他有価証券の評価差額をすべて純資産の部に計上する原則的な方法にすることにより、期間損益をより適正に反映し、会社間比較可能性を向上させるため、当事業年度より決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)に変更している。

なお、これに伴い税引前当期純利益は893百万円減少している。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

- 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 未成工事支出金

個別法による原価法

(2) 販売用不動産及び開発事業等支出金、材料貯蔵品 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっている。但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建 物附属設備を除く)については、定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と 同一の基準によっている。

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)及び長期前払費用 定額法によっている。但し、自社利用のソフトウェアについては、社 内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。
- (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理している。

- 6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を引当て計上している。

(2) 修繕引当金

重機械類の大修繕に備えて当事業年度までに負担すべき修繕見積額を 引当て計上している。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、 当事業年度負担額を引当て計上している。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における 支給見込額を引当て計上している。

(5) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に充てるため、過去の一定期間における実績率に基づく引当額を計上している。

(6) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を引当て計上している。

(7) 過年度工事補償引当金

瑕疵補償期間を終了し相当期間経過した工事について、補修等による 損失に備えるため、損失見込額を引当て計上している。

(8) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認 められる額を引当て計上している。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、費用の減額処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、 それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

7. 収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(会計方針の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額1億円以上かつ工期1年超の工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、当事業年度から「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)が適用されたことに伴い、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額1 億円以上かつ工期1年超の工事については工事進行基準を、その他の工 事については工事完成基準を引き続き適用している。

これにより、当事業年度に係る完成工事高は5,777百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ620百万円増加している。

8. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっている。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例 処理によっている。

9. 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(表示方法の変更)

前事業年度において流動資産の「その他」に含めていた「未収入金」は、 当事業年度において、総資産額の100分の1を超えたため区分掲記している。

Ⅱ.貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産投資有価証券14百万円関係会社株式10百万円合計24百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

55,016百万円

3. 保証債務額

借入金等に対する保証債務

8.059百万円

工事に対する入札・履行保証債務

2,540百万円

(注)従業員の住宅取得資金借入についての金融機関への保証債務(296百万円)に関しては、住宅資金貸付保険が付保されており、将来において実損が発生する可能性がないため、保証債務額から除外している。

4. 関係会社に対する短期金銭債権 関係会社に対する長期金銭債権 11,572百万円 485百万円

関係会社に対する短期金銭債務

8.277百万円

関係会社に対する長期金銭債務

94百万円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 工事進行基準による完成工事高

214,984百万円

2. 完成工事高のうち関係会社に対する部分

5,496百万円

3. 完成工事原価のうち関係会社からの仕入高

42,738百万円

4. 関係会社との営業取引以外の取引高

2,001百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(注)	107千株	3千株	_	110千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	14,841百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	5, 716
減損損失	2, 980
たな卸資産等有税評価減	2, 953
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,649
投資有価証券有税評価損	1,621
工事損失引当金	733
その他	3, 521
繰延税金資産小計	34, 017
評価性引当金	△34, 017
繰延税金資産合計	
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	$\triangle 6,822$
繰延税金負債合計	<u></u> △6, 822
繰延税金負債の純額	<u></u> △6, 822

Ⅵ. リースにより使用する固定資産に関する注記

(「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前の取引)

1.	当事業年度の末日における取得価額相当額	62百万円
2.	当事業年度の末日における減価償却累計額相当額	55百万円
3.	当事業年度の末日における未経過リース料相当額	6百万円

Ⅲ. 関連当事者との取引に関する注記

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 子会社等

属性	会社等 の名称	資本金	事業の 内容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	MKKテクノロシ゛ース゛ インコーホ゜レイテット゛	7,000 (千米\$)	建設事業	所有 直接 100	資金貸付 役員の兼任	関係会社支援 損失 (注1)	167	短期 貸付金	167
子会社	㈱光が丘エン タープライズ	99 (百万円)	ホテル業飲食業他	所有 直接 90	資金貸付 役員の兼任	債権放棄 (注2)	90	_	-
子会社	匿名組合東雲レジ デンシャルタワー	_	不動産業	_	債務保証	債務保証 (注3)	5, 876	_	_

- (注1) MKKテクノロジーズインコーポレイテッドへの短期貸付金に対し、同額の貸倒引当金を計上している。
- (注2) (株光が丘エンタープライズに貸付けていた資金について、債権放棄したものである。
- (注3) 匿名組合東雲レジデンシャルタワーの社債に対し、債務保証を行ったものである。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	資本金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科目	期 末 残 高 (百万円)
監査役	松崎勝	_	弁護士	_	_	弁護士報酬 (注)	23	_	-

⁽注) 訴訟対応の業務内容に基づき、協議の上で算定している。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額

539円92銭

2. 1株当たりの当期純利益

13円49銭

区. その他の注記

1. 受取手形裏書譲渡高

477百万円

2. 金額の端数処理

金額の百万円未満は、切捨て表示している。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年5月11日

前田建設工業株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 元 宏 即 指定有限責任社員 公認会計士 川 井 克 之 即 指定有限責任社員 公認会計士 川 井 克 之 即 指定有限責任社員 公認会計士 福 本 千 人 即 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前田建設工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適定に表示しているものと認める。

- 追記情報
 - 1. 個別注記表の「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記1. (3)」に記載されているとおり、会社は当事業年度よりその他有価証券のうち時価のあるものの評価差額の処理方法を部分純資産直入法から全部純資産直入法に変更している。
 - 2. 個別注記表の「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記7」に 記載されているとおり、会社は当事業年度より「工事契約に関する会 計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用してい る。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第65期事業 年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づ き、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査役会が定めた監査役監査規程に従って当期の監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び総合監査部等内部監査部門並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役監査規程並びに当期の監査方針及び監査計画(職務 の分担を含む。)に従い、取締役及び執行役員並びに総合監査部等内部監 査部門その他の使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整 備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、 取締役及び執行役員並びに総合監査部等内部監査部門その他の使用人から その職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重 要な電子稟議及び稟議書類を閲覧し、本店、支店及び作業所等において業 務及び財産の状況を調査しました。また、取締役の職務の執行が法令及び 定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を 確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項 に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整 備されている体制(内部統制システム)の状況を監視し、検証しました。 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び 同号ロの各取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、 その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役、 執行役員等及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子 会社の調査を行いました。以上の監査の方法に基づいて、当該事業年度に 係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、各監査役は、職務の分担に応じて、会計書類及び決算関係資料を閲覧し、本店、支店及び作業所等において会計に関する事項を調査するほか、会計監査連絡会における報告、会計監査の立会等により、会計監査人新日本有限責任監査法人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施していることを監視し、検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、同監査法人から、会社計算規則第131条の規定に基づき「会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告」を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の監査の方法に基づいて、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 事業報告記載のとおり会社が司法処分及び行政処分を受けていますが、このことを含め、取締役の職務の執行に関しては、不正の行為 又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議(財務報告に係る内部統制を含む。)の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、重大なものとして指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当で あると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月12日

前田建設工業株式会社監査役会

豊印 常勤社外監査役 德 井 常勤監査役 中 西 健 印 常勤監査役 和 田 秀 幸印 社外監査役 松 崹 勝印 社 外 監 杳 役 渡 辺 俊 之 即

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要政策と位置づけ、長期的な安定配当を維持するとともに、将来の事業展開に備えるための内部留保の充実に努め、業績動向等も勘案の上、利益配分を行うことを基本方針としております。当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、業績や今後の経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
 - (1) 配当財産の種類 金銭
 - (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円

総額1,295,720,020円

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成22年6月28日
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目とその額 別途積立金

1,300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額 繰越利益剰余金

1,300,000,000円

第2号議案 取締役13名選任の件

現在の取締役13名は、本総会終結の時をもって全員任期満了 となりますので、新たに取締役13名の選任をお願いしたいと存 じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当 社 式 株 式 数
1	前 田 靖 治 (昭和19年7月7日生)	昭和47年9月 昭和56年2月 昭和58年2月 平成2年6月 平成4年6月 平成12年6月 平成19年6月 平成19年4月 平成22年4月	取締役 常務取締役 専務取締役 取締役副社長 代表取締役社長 株式会社前田製作所取締役 株式会社前田製作所社外取 締役、現在に至る 代表取締役会長	316, 353株
2	度 在 だだ 度 田 正 (昭和21年8月1日生)	平成11年4月 平成12年6月 平成13年4月 平成14年6月 平成15年4月 平成16年6月 平成17年6月 平成19年1月 平成21年4月	役員 株式会社三井住友銀行常務 取締役、常務執行役員 前田建設工業株式会社取締 役、専務執行役員 経営管理本部長 執行役員副社長 代表取締役	9,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	
3	が 原 好 一 (昭和24年6月22日生)	平成15年11月 平成17年4月 平成19年1月 平成19年6月 平成19年11月	調達本部副本部長 取締役 調達本部長 常務執行役員、経営管理本 部長	7,000株
4	え ビッ まさ 美に 江 尻 正 義 (昭和23年10月24日生)	平成14年4月 平成14年6月 平成15年2月 平成16年5月 平成17年4月 平成17年9月 平成18年6月	行役員 同行理事 同行常勤監査役 前田建設工業株式会社顧問 取締役、専務執行役員 システム管理担当 CSR担当 情報SSC担当 CSR・環境担当 代表取締役 執行役員副社長、営業管 掌、現在に至る	13,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当 社 式 株 式 数
5	** だ そう と 治 (昭和42年12月6日生)	平成12年4月 平成14年6月 平成16年6月 平成16年11月 平成19年1月 平成20年6月 平成20年6月 平成21年4月	常務執行役員 専務執行役員、現在に至る 建築本部長 TPMプロジェクトリーダー TPM担当 建築事業本部営業推進担 当、現在に至る	64, 706株
6	着 た きっとろう 福 田 幸二郎 (昭和25年3月31日生)	平成10年6月 平成12年6月 平成14年4月 平成14年6月 平成18年4月 平成19年1月	務) 部長 執行役員 経営管理本部副本部長 取締役、現在に至る 常務執行役員、財務担当	22,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当(重	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		
7	長 茶 集 生 (昭和25年8月11日生)	昭和48年4月 平成13年4月 平成14年4月 平成15年6月 平成17年4月 平成18年6月 平成19年1月 平成19年6月	常務執行役員 取締役	16,000株	
8	なが、お 永 尾 眞 (昭和28年12月27日生)	昭和52年4月 平成13年10月 平成16年4月 平成16年6月 平成17年4月 平成18年6月 平成20年6月 平成20年6月	前田建設工業株式会社入社 建築本部建築部長 建築本部副本部長(施工担 当)、安全環境本部副本部長 執行役員 常務執行役員、現在に至る 取締役、現在に至る 万科PJ担当 建築事業本部長、現在に至 る	13,000株	
9	だし かわ ひろ たか 西 川 博 隆 (昭和28年11月12日生)	昭和51年4月 平成14年4月 平成16年6月 平成17年4月 平成17年6月 平成19年1月 平成20年6月	前田建設工業株式会社入社 福井支店(現、福井営業所) 長 執行役員 常務執行役員、建築本部副 本部長(営業担当) 取締役、現在に至る 専務執行役員、建築本部長 常務執行役員、建築事業本 部営業推進担当、現在に至 る	24, 314株	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当 社 式 株 式 数
10	が、倉 とおる 小 倉 通 (昭和24年11月25日生)	平成14年4月 平成15年4月 平成17年4月 平成19年1月 平成19年6月	関西支店副支店長	14,000株
11	學 频 善 彦 (昭和28年3月5日生)	昭和50年4月 平成16年4月 平成17年4月 平成19年1月 平成19年6月	前田建設工業株式会社入社 東関東支店(現、千葉営業 所)副支店長 東関東支店長 関東支店長 株式会社ちばシティ消費生 活ピーエフアイ・サービス 代表取締役社長、現在に至 る	5,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当 (重	社における地位、担当 「要な兼職の状況)	所有する 当 社 式 株 式 数
12	ばん ばやし とおる 半 林 亨 (昭和12年1月7日生)	平成15年2月 平成15年4月	ニチメン株式会社(現、双日株式会社)代表取締役社長 長田本国際貿易促進協会副会長ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社(現、双日株式会社)代表取締役会長・CEOユニチカ株式会社社外監査役式会社ファーストリテイリング社外取締役、現在に至る前田建設工業株式会社社外取締役、現在に至る	0株
13	遊 渡 邊 (昭和22年2月16日生)	昭和48年4月 平成元年4月 平成18年6月 平成18年11月 平成19年6月 平成19年6月	弁護士登録、現在に至る 成和共同法律事務所(現、 成和明哲法律事務所)代表、 現在に至る ジャパンパイル株式会社社 外取締役、現在に至る 株式会社ファーストリテイ リング社外監査役、現在に 至る 前田建設工業株式会社社外 取締役、現在に至る 核式会社角川グループホー ルディングス社外監査役、 現在に至る	0株

(注) 1. 取締役候補者前田靖治氏は株式会社前田製作所の社外取締役であり、 当社は同社との間に建設機械等を購入するなどの取引関係がありま

す。

- 2. 他の候補者と会社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
- 3. 半林 亨および渡邊 顯の両氏は、社外取締役候補者であります。 なお、当社は半林 亨氏を東京証券取引所に対し、独立役員として 届け出ております。
- 4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者の選任理由について
 - ① 半林 亨氏につきましては、経営者としての長年の経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ② 渡邊 顯氏につきましては、弁護士としての専門的見地ならび に経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただくため、 社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと当社が判断した理由について渡邊 顯氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、また、経営に関する幅広い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断します。
 - (3) 現に社外取締役であるときの就任してからの年数について 半林 亨および渡邊 顯の両氏は、現在、当社の社外取締役であ りますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時 をもって3年となります。
 - (4) 責任限定契約について 当社は、半林 亨および渡邊 顯の両氏との間で、法令に定める 限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しており、半林 亨 氏および渡邊 顯氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該 契約を継続する予定です。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役13名のうち、社外取締役2名を除く11名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額30百万円を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

第4号議案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件

現在の取締役および監査役の報酬等の額は、平成17年6月29日開催の第60回定時株主総会において、月額32百万円以内および月額7百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、会社法の施行により役員賞与は報酬等に含まれたこと等を考慮し、報酬等の額の基準を月額から各事業年度を対象とする年額に改め、取締役の報酬等の額を年額384百万円以内(うち社外取締役分年額33百万円以内)、監査役の報酬等の額を年額84百万円以内と改定させていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬等の額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は13名(うち社外取締役2名)でありますが、第2号議案(取締役13名選任の件)が原案どおり承認可決されましても、取締役13名(うち社外取締役2名)となります。なお、監査役は5名(うち社外監査役3名)であります。

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収 防衛策)継続の件

当社は、平成21年6月26日開催の当社第64回定時株主総会において、株主の皆様から当社株券等の大規模買付行為への対応方針(以下、「現対応方針」といいます。)の承認を得て、同日より発効しております(現対応方針の有効期間は、本総会の終結時までです。)。

今般、当社の企業価値ならびに株主共同の利益の確保・向上の観点から、現対応方針の見直しを行った結果、平成22年5月14日開催の当社取締役会において一部を変更し、本総会における出席株主の皆様の議決権の過半数の承認を得て可決されることを条件に、当社株券等の大規模買付行為への対応方針(以下、「本対応方針」といいます。)の継続を決定いたしました。

本対応方針は、「大規模な買付行為の是非は、株主の皆様の判断に委ねられるべき」という考え方を基本に、当社株券等の大規模な買付行為を行う者に対して、必要かつ十分な情報の提供と当社取締役会による一定の評価期間の確保を要請する大規模買付行為に関するルールを設定することで、株主の皆様が適切な投資判断を行えることを可能としております。

本対応方針の継続にあたっては、その重要性に鑑み、株主の 皆様のご意思を確認させていただくことが適切であると考え、 本議案において本対応方針継続のご承認をお願いしたいと存じ ます。

なお、本対応方針の具体的な内容は、別紙(57頁~65頁)の とおりでありますが、今回変更した主な内容は次のとおりです。

- (1)「1. 本対応方針導入の目的」の内、平成22年度を初年度 とする中期経営計画の策定に伴う所要の修正
- (2) 本対応方針の継続に伴う所要の修正

(第5号議案の別紙)

当社取締役会が決定した特定株主グループ^(注1)の議決権割合 (注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等^(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)の具体的な内容は下記のとおりです。

なお、本対応方針に対しまして、社外監査役を含む当社監査役5 名はいずれも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に替成する旨の意見を述べております。

- (注1) 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第 1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1 項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者 を含みます。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定 する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる 者を含みます。)ならびに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規 定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規 定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを 含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項 に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
- (注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて
 - ① 特定株主グループが当社の株券等の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)または、
 - ② 特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出にあたり、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、第2四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本対応方針導入の目的

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。そして、大規模買付行為に際して株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行っていただくためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から、当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

当社は、戦前の困窮期の国家的利益、危急とされていた電力エネルギー需要に貢献するため、「公共の精神」を哲学として創設されました。そして戦後は、日本のダム建設を代表する企業として歩むとともに、青函トンネルや瀬戸大橋に代表される国家的事業への参画、開閉式ドーム、超高層マンションなどの建築分野への進出など活躍の場を拡げ、建設業およびその周辺事業を通じた「真に豊かな社会の創造」に貢献してまいりました。

また、当社は創業以来「誠実・意欲・技術」を社是とし、「良い仕事をして顧客の信頼を得る」を創業理念として、品質至上と顧客最優先のもと、顧客と地域社会に信頼感・安心感・満足感を与える品質を提供することを経営の基本方針としております。

なお、当社は平成22年度を初年度とする中期経営計画を策定し、 基本理念を「すべてのステークホルダーから最も信頼される企業 となる」といたしました。

基本理念を実現するための柱は、次のとおりであります。

- ① 環境経営No.1
 - ・事業、企業、個人のレベルで積極的活動
- ② すべての業務プロセスでクッションゼロ
 - ・真の原価のさらなる追求
 - ・仕事のやり方を変えて生産性向上
- ③ 社会変化に対応した改革の継続
 - ・ものづくりの上・下流への取り組み強化
 - ・新市場の開拓

以上の柱に基づいた中期経営計画の推進は、当社のステークホルダーの皆様に利益をもたらすものと考えておりますが、そのためには中長期的な観点から安定的に事業経営を行うことが必須であると考えます。また、これらの柱の実行には、当社が永年に亘り築きあげてきた顧客、従業員、取引先ならびに地域社会等との良好な関係が維持されることが必要不可欠です。これらに関する十分な理解ならびに国内外の顧客・従業員・取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解なくして、当社の企業価値を適正に判断することは困難です。

従いまして、大規模買付行為が突然なされたときに、当該行為が株主全体の利益に資するかどうかを株主の皆様が短期間のうちに適切に判断されるためには、当該行為が当社に与える影響や、大規模買付者が当社の経営に参画したときの経営方針、経営戦略ならびに事業計画の内容等の必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、さらには当社取締役会が当該行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えております。そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が上記の考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、株主全体の利益および当社企業価値の保護に資するものと考え、以下のとおり大規模買付行為に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めることといたしました。

また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定しない場合に比べて、大規模買付者の予見可能性を確保するとともに、当社および株主の利益となるような大規模買付行為に対してまで、萎縮的効果を及ぼす事態を未然に防止できることにもなると考えております。

2. 本対応方針の内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、

- ① 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分 な情報が提供され、
- ② 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、

というものであり、具体的には以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者には大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役 に大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこ ととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、所在地、 設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模 買付行為の概要を明示していただきます。

(2) 情報の提供

当該大規模買付者から、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

当社取締役会は、上記(1)の意向表明書を受領した後10営業 日以内に、適宜提出期限を定めた上、提供していただくべき本 必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。また、当 社取締役会は、当初提供していただいた情報を精査した結果、 それだけでは当社株主の皆様の判断または取締役会としての意 見形成のためには不十分と認められる場合には、大規模買付者 に対して適宜提出期限を定めた上、本必要情報が揃うまで追加 的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実 および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆 様の判断のために必要であると認める場合には適切と判断する 時点で、その全部または一部を開示します。

なお、本必要情報のリストの一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループの詳細(大規模買付者の 事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業 についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容
- ③ 当社株式の買付対価の算定根拠
- ④ 当社株式の買付資金の裏付け
- ⑤ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、経営戦略、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報
- (3) 当社取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対して本必要情報の提供を完了した後、

- ① 対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社株券等のすべての買付の場合は60日間
- ② その他の大規模買付行為の場合は90日間

を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として確保されるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社 取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、 当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示 することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則とし て当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模 買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、 当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、 代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、 第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会の評価として当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと判断される場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策をとることがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ 株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる 目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメ イラーである場合)

- ② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者や そのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用す る予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合
- ⑤ 買付者の提示する当社株式の買取方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う場合(いわゆる強圧的二段階買収)
- (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具 体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の 企業価値ならびに株主共同の利益の確保・向上を目的として、 新株予約権の発行等、法令および当社定款により認められる対 抗措置をとり、当該大規模買付行為に対抗する場合があります。 具体的な対抗措置は、当社取締役会がその時点で最も適切と判 断したものを選択することとします。

なお、具体的な対抗措置として株主割当により新株予約権を 発行する場合の概要は添付1「新株予約権の概要」に記載のと おりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割 合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予 約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した 行使期間および行使条件を設けることがあります。

4. 対抗措置の公平さを担保するための手続き

(1) 第三者委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、および対抗措置をとるか否かの判断については、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の公正性、合理性ならびに客観性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、第三者委員会を設置いたします。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者(弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者等)から選任されるものとします。なお、本対応方針の第三者委員会委員の氏名および略歴」のとおりです。

(2) 取締役会が対抗措置を発動する場合の手続き

取締役会は、対抗措置発動の是非を決定するときは、第三者委員会に対し諮問し、第三者委員会の勧告を受けるものとします。第三者委員会は、当社の費用で、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家等の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に第三者委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

5. 株主・投資家に及ぼす影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に及ぼす影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様に提供し、さらには当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を行うことが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投

資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主および投 資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3において述べたとおり、大規模買付者が大規模 買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当 社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様 におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に及ぼす影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、 当社取締役会は、当社の企業価値ならびに株主共同の利益を守ることを目的として、法令および当社定款により認められる対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置のしくみ上、当社株主の皆様(大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、株主割当による新株予約権の発行に際し、当社株主の皆様には新株予約権の取得後、所定の期間内に行使価額の払込みを完了していただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになったときに、法令および証券取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。ただし、当社株主の皆様が新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する割当期日までに、株主名簿に記録される必要があります。また、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要があります。

6. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会終結時から平成23年 6月開催予定の当社第66回定時株主総会終結時までとします。ただし、当社第66回定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆様の承認が得られた場合には、本対応方針の有効期間は、1年間延長されるものとし、以後も同様の方法により1年 ごとに延長できるものとします。なお、当社取締役会は本対応方針を継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

また、当社取締役会は、本対応方針を継続することが承認された場合であっても、当社の企業価値ならびに株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の改正・整備等を踏まえ、本対応方針の見直しを随時行ってまいります。

以上

新株予約権の概要

- 1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件 当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録 された株主に対し、その所有する当社株式(ただし、当社の所有 する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権 を割り当てる。
- 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株 予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行う ものとする。
- 3. 発行する新株予約権の総数 当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数(当社の所有する当社普通株式を除く。)を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
- 4. 新株予約権の発行価額 無償とする。
- 5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額 各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その 価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
- 6. 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件等

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

また、上記の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。なお、新株予約権の行使が認められない者が保有する新株予約権を当社が取得する場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

(添付2)

第三者委員会委員の氏名および略歴

松田 昇(まつだ のぼる)

略歴:昭和38年4月 東京地検検事(任官)

昭和62年8月 東京地検特別捜査部長

平成元年9月 最高検検事

平成5年7月 法務省矯正局長

平成7年7月 最高検刑事部長

平成8年6月 預金保険機構理事長

平成16年6月 三菱自動車工業株式会社企業倫理委員会委

員長 (現任)

平成16年9月 弁護士登録(現任)

平成17年11月 (独) 年金・健康保険福祉施設整理機構譲

渡業務諮問委員会委員長 (現任)

半林 亨 (はんばやし とおる)

略歴: 平成12年10月 ニチメン株式会社(現、双日株式会社)代

表取締役社長

平成15年2月 日本国際貿易促進協会副会長

平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式

会社(現、双日株式会社)代表取締役会長・

C E O

平成16年6月 ユニチカ株式会社社外監査役(現任)

平成17年11月 株式会社ファーストリテイリング社外取締

役 (現任)

平成19年6月 前田建設工業株式会社社外取締役(現任)

半林 亨氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外

取締役であります。

渡邊 顋(わたなべ あきら)

略歴:昭和48年4月 弁護士登録(現任)

平成元年4月 成和共同法律事務所(現、成和明哲法律事 務所)代表(現任)

平成18年6月 ジャパンパイル株式会社社外取締役 (現任)

平成18年11月 株式会社ファーストリテイリング社外監査 役(現任)

平成19年6月 前田建設工業株式会社社外取締役 (現任)

平成19年6月 株式会社角川グループホールディングス社 外監査役(現任)

平成22年4月 MS&ADインシュランスグループホール ディングス株式会社社外取締役(現任)

渡邊 顯氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。

松崎 勝 (まつざき まさる)

略歴:昭和49年4月 横浜地裁判事補(任官)

昭和52年4月 弁護士登録(現任)

昭和52年4月 桑田・松崎法律事務所

昭和64年1月 松崎法律事務所所長(現任)

平成19年6月 前田建設工業株式会社社外監査役(非常勤)(現任)

松崎 勝氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外 監査役であります。

渡辺俊之(わたなべ としゆき)

略歴:昭和50年4月 渡辺公認会計士事務所所長(現任)

昭和60年10月 株式会社フォー・ファイブ・ジャパン代表 取締役(現任)

平成16年1月 税理士法人優和理事長(現任)

平成19年6月 前田建設工業株式会社社外監査役(非常勤)(現任)

渡辺俊之氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外 監査役であります。

以上

ا	₹	

٠ ۶	E

株主総会会場ご案内図

会 場:東京都千代田区富士見二丁目10番26号 当社 本店 電話 03(3265)5551(大代表)

- · J R 総武線飯田橋駅下車
- ・東京メトロ {東西線 有楽町線 飯田橋駅下車 南北線
- ·都営地下鉄大江戸線飯田橋駅下車



